

(別紙) 収容率上限の見直し (緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県)

	変更前	変更後
安全計画の策定が必要な場合	<p>5,000人超かつ収容率50%超のイベント(大声なしを基本とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数の上限 収容定員まで ・ 収容率の上限 100% <p>なお、同一イベント等において、「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の上限は、それぞれ、50%(大声あり)・100%(大声なし)とする</p>	<p>5,000人超かつ収容率50%超のイベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数の上限 収容定員まで ・ 収容率の上限 100% <p>(削除)</p>
それ以外(チェックリスト)の場合	<p>(ア) 収容定員が設置されている場合 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)</p> <p>なお、同一イベント等において、「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の上限は、それぞれ、50%(大声あり)・100%(大声なし)とする</p> <p>(イ) 収容定員が設置されていない場合 大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔(最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保すること。なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔(最低1m)の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。</p>	<p>(ア) 収容定員が設置されている場合 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 収容定員が設置されていない場合 イベントの開催については、人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保すること。</p>